

平成25年10月10日

江戸川区教育委員会
委員長 松原 秀成 様

陳情者

平成26年度からの補食事業再開をお願いする陳情の補足資料

陳情審査、ならびに審議ご継続いただけることについて感謝申し上げます。審議ご継続に伴い、補足資料を再度提出しますので、以下ご参考にしていただければ幸いです。

今回の補食廃止ならびにその理由の通達を受け、私は江戸川区における学童クラブ事業の位置づけについて確認いたしたく、平成25年8月10日付けで区長宛に公開質問状（資料5）を提出し、その回答（資料6）をいただきました。

資料5の質問①に対する資料6の回答①によれば、すくすくスクールの学童クラブ事業は、児童福祉法6条の3第2項で定められた放課後児童健全育成事業であるという事です。

児童福祉法第6条の3第2項には、放課後児童健全育成事業を「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とあります。

一方、すくすくスクールは、全児童対策事業です。厚生労働省は、全児童対策事業を「全児童を対象とする事業とは、子どもたちの幅広い遊びを通して異年齢児間の交流を推進する等の目的のため、小学校の余裕教室等を活用し、留守家庭児童に対象を限定しないで実施する事業」と説明しています。

この二つの説明を比較しますと、放課後児童健全育成事業と全児童対策事業との間には、「遊び」以外に「生活の場」が存在するかどうか大きな違いとなっております。「生活」というからには食の充足もそこに含まれるのではないかと、その点についての検討が、江戸川区でのおやつを巡る議論において、いまだ充分になされていないようにわたしたち保護者は考えています。

私が前回提出しました資料1、2にありますように、おやつは子どもの成長を考える上で重要な要件となっております。実際、全国にある学童保育でおやつを提供されている施設は96.3%にのぼっております（2012年、全国学童保育連絡協議会調べ）。

さらに次の表は、全児童対策事業の中に学童クラブ事業を吸収合併した、東京および近隣の諸自治体におけるおやつの扱いの現状です。

自治体名	事業名		おやつ	備考
品川区	すまいるスクール	放課後子ども教室事業との一体化。学童廃止	無	長期休み期間の持ち込みは可
世田谷区	新BOP	放課後子ども教室事業と一体的に運営。学童クラブ登録有	有 2000円/月	
渋谷区	放課後クラブ	放課後子ども教室事業との一体化。学童廃止。(B会員は延長有)	有 70円/日	おやつは、延長するB会員のみ
川崎市	わくわくプラザ	放課後子ども教室事業との一体化。学童廃止。	有 実費(1回100円程度)	
横浜市	放課後キッズクラブ		有 実費	
	はまっ子ふれあいスクール		有 実費	

また、学童保育を独立して行っている自治体では下記のごとく全区でおやつ事業が施行されています。

	育成料	おやつ代
千代田区	4000円(2000円)	1500円
中央区	無料	1800円程度
港区	無料	2000円
新宿区	6000円(延長料金別)	あり
文京区	4000円	2000円
台東区	4000円	2000円～2400円
墨田区	4500円(延長土曜日料金別)	あり
江東区	4000円	1500円
大田区	4000円(延長料金別)	あり
目黒区	6000円(おやつ代含む)	利用料に含まれる
杉並区	3000円	1800円
中野区	4400円(延長料金別)	1250円
豊島区	3000円	1000円
練馬区	5500円(延長料金別)	あり
板橋区	4800円(おやつ代含む)	利用料に含まれる
北区	5000円	1500円
荒川区	4000円	あり
足立区	6000円	あり
葛飾区	4000円	2000円～3000円

以上から、適切な時間におやつを摂取する機会を、年間を通じて子どもから取り上げている自治体は江戸川区のみであり、いかに異例な決定であるかがよく理解できると思われます。

法律において、事業対象に明示されていますように、学童クラブ事業の対象は、保育に欠ける状況にある子どもであり、それ以外の一般児童とは必要とする支援の内容が異なることは明らかであります。

学童クラブ登録の子どもと、一般登録の子どもを一括して、同一の場と職員で預かる事業を行うということにしている現在でも、学童クラブ事業は廃止していないと江戸川区自体が資料6のように明言しています。

学童クラブ登録対象の子どもたちが、保育に欠けているために必要としている支援を、“分け隔てない”、つまり平等を意味する言葉で理由付けし、学童のこどもたちへの支援を行うこと自体が倫理的に問題であるかのような表現を用いて必要な支援をやめることは、児童福祉の観点から大変問題があるのではないのでしょうか。

全児童対策事業のなかに吸収合併された学童保育の要件の一つである大切なおやつの問題につき、どうか丁寧にご審議いただけますようお願い申し上げます。

以上

平成 25 年 8 月 10 日

江戸川区長 多田正見殿

平成 24 年 8 月 22 日に公布された子ども・子育て関連 3 法に関連する、
今後の江戸川区の施政方針に関する公開質問状（請願書）

子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月 22 日に公布されました。これに伴う江戸川区の今後の施政方針を知りたく、下記の点につき項目別、具体的にわかりやすくご回答をお願いいたします。

- ① 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項で定められた放課後児童健全育成事業の内容を遂行することを目指して行われている事業は、現在江戸川区にございますか。
- ② 現在運営されております「すくすくスクール学童クラブ登録」の目的の中に、就労支援は含まれていますか。
- ③ 子ども・子育て支援法第 77 条で努力義務とされた、地方版・子ども・子育て会議を設置されましたか、あるいは設置する予定はございますか。
- ④ 地方版・子ども・子育て会議を設置しない場合、既存の会議体などを活用して、子ども・子育て支援事業計画策定の策定・推進等に当たって、必要な審議等を行う予定はございますか。
- ⑤ 放課後児童健全育成事業についての、子ども・子育て支援法第 62 条 4 および 5 にもとづく地域のニーズ調査を行う予定はございますか。
- ⑥ 改正児童福祉法第 34 条の 8 の 2 に、「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」とありますが、江戸川区はこの条例制定について現時点でどのような計画を立てているか、具体的にご教授をお願いいたします。

以上

資料 6

お手紙を拝見いたしました。「子ども・子育て関連3法に関連する、今後の江戸川区の施政方針に関する公開質問状」についてお答えします。

- ① 江戸川区では放課後児童健全育成事業として「学童クラブ事業」を実施しております。
- ② 江戸川区すくすくスクール事業実施要綱により、「就労等で保育に欠ける児童も共に活動できるように、すくすくスクール事業の中で、江戸川区学童クラブ事業条例（昭和50年10月条例第54号）に規定する学童クラブ事業を実施する」と定めています。
- ③ 平成21年4月に要綱で設置した「江戸川区子ども・子育て応援会議」の構成員等を拡充して対応する予定です。
- ④ 事業計画の策定にあたっては「江戸川区子ども・子育て応援会議」で子育て当事者も含め幅広くご意見を頂き、推進していきます。
- ⑤ ニーズ調査の調査票の仕様については現在検討を始めたところです。国の子ども・子育て会議の「調査票のイメージ」という資料には「宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。」として設問があるので、参考にして検討して参ります。
- ⑥ 改正児童福祉法の施行に伴い発せられる政省令の内容を踏まえ、関係条例を整備する予定です。

《③④⑤について》

子ども家庭部子育て支援課計画係

若井田 崇

電話 5 6 6 2 - 0 6 5 9（直通）

《①②⑥について》

教育委員会事務局教育推進課すくすくスクール係

野口 千佳子

電話 5 6 6 2 - 2 7 3 2（直通）